

藤元議員 3点について質問させていただきます。最初に罹災者に対する支援策と今後の課題についてであります。早いもので、東日本大震災から3年半が過ぎ去りました。あの震災で、本年9月10日現在、政府の発表によりますと90%の方が水死と言うことですが15,889人の方が亡くなり6,152人の方が負傷しました。そして、2,601人の方がいまだに行方不明であります。また、本年3月31日現在、震災時には幸い命は助かったものの震災時の負傷等が原因でその後3,089人が亡くなっています。住宅の被害は本年9月1日現在の発表によりますと、全壊127,361棟、半壊273,268棟、一部破損762,277棟、床上浸水3,352棟、床下浸水10,217棟ということでございました。突然の地震津波による家屋の崩壊や流失。絶対大丈夫と頼りにしていた巨大堤防の崩壊。安全だと推進されてきた原発の大事故。そして、家族や友人との突然の別れ。自然の巨大な力の前に人間の無力さを感じさせられますし、今更ながら想像を絶する大災害であったと改めて認識させられます。そして近年、近く予想されている巨大地震津波とともに局地的な豪雨や洪水による災害が心配されております。地球的規模で進行している温暖化が大きな原因として考えられていますが、最近では、昨年10月の伊豆大島での豪雨による土石流災害。本年8月20日未明、広島市での豪雨による土石流災害。そして、本県での11号台風の豪雨による浸水災害。本町は幸い比較的被害は少ない方でしたが、那賀町や阿南市、海陽町などでは浸水を中心に大きな被害が出ました。3.11東日本大震災以降、行政や国民の防災についての関心が一気に高まり、本議会においても様々な課題が取り上げられてきましたし、本町行政においても陸間の整備、避難道の整備、保育所・小学校の移転などの施策を進めてまいりましたが、まだまだ取り組まなければならない課題が山積しています。そこで、災害が起きてしまった後の対策、罹災者の生活再建についての支援策に絞って質問させていただきます。最初に、本町には罹災者への生活再建支援策としてどのようなものがあるのかお伺いいたします。条例集をめくってみますと、牟岐町防災会議設置条例、牟岐町災害対策本部設置条例など、9件の災害関連条例がありました。その中で罹災者支援として直接関係あると思われるのが、牟岐町災害被害者に対する町税の減免に関する規則と牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例であります。牟岐町災害被害者に対する町税の減免に関する規則では、町民のみなさんが、町内で発生した震災、風水害、火災などの災害にあった場合、被害の程度により個人町民税、固定資産税、国保税などを減免するというものであり、牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害を受け死亡した場合の弔慰金の支給、障害者になった場合の障害見舞金の支給、生活の立て直しに資するための援助資金の貸し付けなどが定められています。また、

平成21年9月に作成された牟岐町防災計画によりますと、第4節に罹災者の生活再建等の支援と言う項目があり、自然災害による被害を受けた場合の支援金の支給対象世帯、支給額等の記載があります。ただこれは、被災者生活支援法の対象になった場合だと思えます。そこでお伺いいたしますが、本町の場合、どの程度の被害があった場合この制度が適用されるのか、最初にお伺いいたします。次に、被害の規模が小さくてこの制度の対象とならない場合はどうなるのかということです。被害を受けた個々の家庭にとっては、地域の被害の規模の大小に関係なく、被害を受けたのは同じであるのに、制度の対象にならなければ本町が条例で定めている範囲での支援しか受けられないということになってしまいます。これは、先にも述べたように災害が局所的になっているという今日の現状から、実態に合うものに変えていく必要があります、改善を県なり国に求めていく必要があるのではないかと思います。どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。また、今後の課題と考えていることがあればお答えをいただきたいと思えます。次の質問に移ります。以上、見てきたように本町独自の罹災者への生活再建支援策というものは非常に少なく、ほとんど県や国に頼るところが大きいわけであり、財政的なこともあり仕方がない部分もありますが、せめて、町内の被災者、罹災者を慰謝し励ます意味で見舞金制度の創設は考えられないでしょうか。先日、町内で火事があり、母屋、納屋が全焼しました。自分のこととして考えてみると本当に大変だと思います。1からのスタートですので下着から始まり服、靴、布団からそろえていかなければなりません。当事者の精神的経済的負担は相当なものだと想像できます。両隣の美波町、海陽町では町の制度として被害の程度にあわせて1万円から5万円の見舞金をお渡ししているようです。そう頻繁にあることではないので、大きな財政負担にはならないと思えますので、是非検討していただきたいと思えますがいかがでしょうか。次の質問に移らせていただきます。新教育委員会制度についてであります。この件については昨年12月議会でも取り上げさせていただきましたが、今回法律の改定が行われ来年4月1日より施行されることになりました。何が変わったのか主なものを挙げますと、現在は、教育委員長と教育長がいますが、教育委員長と教育長を統合し、新教育長とすること。新教育長の選任については、現在は教育委員の互選で選ばれていますが、首長が議会の同意を得て直接任命したり罷免したりすることが出来るようになります。また、首長は、教育委員らで構成する総合教育会議を主宰し、教育行政の指針となる教育大綱の策定に参加することになります。要するに、首長が教育に介入することが容易になったということでもあります。徳島新聞が県内の教育長の見解を聞いていますが、今回の改定について、肯定、否定の意見を別にして多くの教育長が政治的中立性を確保する点で懸念があるというふうに答えて

いるようです。現制度の元でもルールを無視し全国学力テストの順位を勝手に公表する首長がいたり、自分の意に沿うように予算の削減をチラつかせるような首長が実際に存在しますので、その懸念は当然だと思います。首長が交代するたびに教育方針が変わるようなことになれば、困るのが現場の先生方であり、一番の被害を受けるのは子どもたちであります。しかし、その危険性をはらむ改定が実際に行われてしまったわけですので教育委員の方々には子どもたちのために今以上頑張っていただかなければなりませんし、我々住民も決して無関心であってはならないということでもあります。そこで、今回の改定について町長、教育長はどのような見解をお持ちなのかお伺いし次の質問に移ります。町の活性化についてであります。町長は就任以来、防災対策の強化と町の活性化、第一次産業の振興に力を注いでまいりました。それは、誰もが賛同し歓迎することです。しかし、防災対策の強化については一定の前進は見られるものの、町の活性化、第一次産業の振興については、町長自身が認めているように大きな成果を上げるには至っておりません。もちろん、行政だけがいくら頑張っても出来る課題ではないので、住民の積極的な参加というのも今後の課題だと考えます。町長、ご存知のように今年の稲作は大変な状況でした。天候不順による品質の低下と昨年に続いての米価の下落です。農水省は1俵60kg換算で平均16,000円の生産費がかかるとしていますが、盆までに出荷したハナエチゼンですが昨年は12,200円、今年は9,200円です。コシヒカリで昨年は13,600円、今年は9,800円です。農協は、1俵(30kg)当たり400円の支援金を上乘せしていますが、生産費を補うものにはなっていませんし、農協も支援金の上乗せをいつまでも続けることは困難であります。これでは、農家が生産意欲を失うのは当然のことですし、後継ぎも育ちません。漁業についても、漁獲高が相変わらず下降状態が続いていますので大変厳しい状況がうかがえます。田舎の自治体においては第一次産業の振興が町活性化のカギであることは間違いないことであり、今後の取り組みの強化が求められていますが、今日までの取り組みの成果と、今後どのような取り組みをされようとしているのかお伺いし質問を終わります。

枅富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員のご質問にお答えいたします。まず罹災者への支援策と今後の課題についてでございますが、本町における災害時の被災者への支援策として、先ほど議員もおっしゃいましたように、災害弔慰金、町民税、固定資産税の減免等ございますが、もう一つ災害援護資金の貸付というのもございます。ただ、議員ご指摘のとおり見舞金の制度はございません。つぎに本町の地域防

災計画に記載の被災者生活再建支援制度の適用についてでございますが、これは被災者生活支援法の対象になる災害、つまり牟岐町の場合ですと、30世帯以上の住宅が滅失した場合、及び10世帯以上の住宅の全壊被害が発生した場合などのうち住宅が半壊以上、あるいは、居住不能な状態が長時間継続している世帯が対象となります。また、国の制度が適用されない小規模な災害の場合は、先日の台風11号、12号の被害でもございましたように県が独自の対応をすることとなり、県の補助裏については、市町村の判断となります。これらの制度の適用につきましては、被災前から町独自の対応策を決めることで、被災時の対応が迅速に進むことが予想されますので、過去の災害時の県の対応をもとに、今後、町独自の基本策を検討してまいりたいと考えています。また、本町の見舞金制度につきましても、今後、他町村の事例を参考に制定に向け検討してまいりたいと考えています。つぎに新教育委員会制度についてでございますが、今回の教育委員会制度改革である、改正地方教育行政法は、来年4月1日から施行されることになっていますが、昭和23年の教育委員会制度の創設 이래、時代の要請に応じ、これまで5回の改正が行われており、今回で6回目の改正となります。昭和23年当時は、戦前の中央集権的、また、国家主義的な行政を反省し、教育の地方分権を進め、教育行政への民意の反映として教育委員会が設置されましたが、これまでの改正で共通して意識されているのは、教育行政の政治的中立性と教育行政への教師以外の地域住民の参加及び教育委員会の責任体制の明確化だと思います。しかしながら、このような改正を重ねながら、2011年の滋賀県大津市のいじめ問題に係る教育委員会の閉鎖性、あるいは、隠ぺい体質が大きな問題となり、今回の改正に及んだわけでございます。さて、今回の改正は、大きく教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置、大綱の策定、国の地方公共団体への関与の見直しの3つの柱から構成されていますが、まず1つ目の教育行政の責任の明確化では、教育委員長と教育長を一本化することが主要な改正でございます。これについては、以前より、教育委員長が教育長よりも発言権があると言われながらも、教育委員長は非常勤であり、教科書採択や教員人事等主たる業務は、提案された内容を承認するだけであり、実際の執行権はなく、責任だけ負わされているとの指摘があったと思います。したがって、今回の改正は、教育行政に対する責任の所在がより明確となり、客観的にも分かりやすい改正であると考えられます。つぎに総合教育会議の設置と大綱の策定につきましては、町長が主導となり、これを行うこととなりますが、これにつきましては、これまで問題視されていた教育委員会の閉鎖性を改善し、いじめなどがあった場合、より迅速で公正な対応が可能となると考えています。一部のご意見として政治的中立性が確保できないなどという反対論もあるとのことですが、首長は議会等の開催により、

最も住民の意見に敏感なポストであり、今回の改正でも教育行政の執行機関は、あくまで教育委員会であることなどから、これも適正な改革であると私は考えています。つぎに町の活性化についてでございますが、確かに今年度の米価は、昨年度の在庫量の多さと今年の天候不順などにより、昨年より安く、また、平均的な品質も良くないと聞いています。私は、就任以来、米にかかわらず一次産品のブランド化に意欲を燃やしてまいりましたが、専業農家の規模、戸数、耕地面積の規模、これまでの経緯、高齢化率などから、現状ではブランド化は困難であると言われていています。したがって、あまり価格競争のない、また、鳥獣害にもあわないものとして薬草栽培も検討していますが、現時点では圃場が稲作用であり野菜等の栽培に向かないことなどから実現していません。ただ、今年はJAさんが橘、辺川地区で早場米のハナエチゼンを剣おろし米として、規模は小さいのですが、ブランド米として販売していただきました。今後は、今議会の冒頭でも申し上げましたように、保養と健康の町牟岐町として、牟岐町の方々が健康となれるような、また、来ていただいた方に楽しんでいただけるような農作物、例えば、有機野菜、薬草、機能性作物などの栽培に、先日開業いたしました地域活性化センターを中心に取り組みを加速していただきたいと考えています。今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻、ご協力のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 藤元議員のご質問にお答えいたします。教育委員会制度の当初の政府案は、が首長の権限の大幅な評価を目指したもので、首長の政治的なスタンスによっては、教育行政の中立性が損なわれる懸念もありました。しかし、最終的には、教育委員会との権限のバランスを考慮した改正になり、概ね妥当な内容であると考えています。今回の改正では大きく2つのポイントが挙げられます。1つは先ほど町長の答弁にもありましたように教育委員長と教育長を一元化した新教育長が設置されたことです。教育長を教育委員会の代表者として位置付けることで、これまで曖昧で分かりにくいと批判されてきた責任の所在が明確になり、緊急事態にも迅速な対応が可能になることは評価できると考えています。ただ、教育長が大きな権限や責任を有することになり、教育委員会の最高責任者としての自覚や資質、能力の向上がこれまで以上に求められることとなります。新制度のもう一つのポイントは、議員もおっしゃったように全ての地方公共団体に総合教育会議の設置が義務付けられたことです。会議は議決機関ではなく首長と教育委員会の協議調整の場として位置付けられており、教育の中立性を確保した上で幅広い視点で教育問題を協議することによって、

教育施策の円滑な推進につながるものと期待できます。県内の教育長へのアンケート調査では、首長が総合教育会議を主催し、教育の基本的な方向を決める権限持つことに首長の過度の関与を懸念する意見も出されていますが、教育行政の最終的な決定権限は、引き続き教育委員会に留保されており、今後は総合教育会議をどのように運用していくかが課題になると考えています。少子高齢化が進行する小さな町の人づくりは、町づくり、地域づくりの問題でもあります。新制度のもとで子ども達が犠牲にならないためにも首長と教育委員会が連携体制を一層強化し、歩調を合わせて教育政策に取り組むことが大切であると考えています。以上でございます。

枅富議長 久岡住民福祉課長。

久岡住民福祉課長 私の方からは、藤元議員の最初の質問の中の2番、国の制度が適用されない小規模災害の場合の対応はどうしているのかと、今後の課題ということで、お答えさせていただきます。国の制度が適用されていない小規模災害の場合、各隣町におきましても見舞金制度を設けていますが、現在、本町では、町長も申しましたようにございません。今、どうしているかと言いますと、徳島県の小規模災害に対する知事見舞金という制度が要項で徳島県の方で決められています。それと、もう一つ社会福祉法人、徳島県共同募金会緊急配備というのがございまして、もう一つ日本赤十字小規模災害見舞金という制度もございます。この3つの制度、全て見舞金と、最初は困るでしょうからということで、日用品、毛布、タオル、石鹸等の日用品の方をお配りしてお見舞いしているような状況です。この3つについて、町としては申請を県の方に一括して行っています。県の方で見舞金なり見舞いの品が揃った時点で、県と同行いたしましてお見舞いを一緒に行っているというのが現状の対応でございます。課題といたしましては、両隣の町も見舞金等制度を設けていますので、そこがうちにないというのが課題になろうかと思えます。町長も申しましたが、今後この制度を設けるよう検討してまいりたいと考えています。以上です。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 先程の答弁の中で、私も質問の中で述べましたけれども、町税の減免、個人町民税、固定資産税、国保税、軽自動車税とかそういう免除する制度があるというお話でありましたけれども、ここにいる方は、議員さんも条例を持っていて、職員さんも当然ご存知だと思っております。ただ一般の方は、これ

は申請するわけでしょ。自動的にそうなるというわけではないので、当事者から申請をしていただくという必要があるわけです。見舞金もそういう方向で検討しているというお話でしたので、できれば今回のような、先ほど火事の例を挙げましたけども、見舞金を持っていくのと同時にこういう制度がありますよと、是非申請したらどうですかと、そういう親切な姿勢が大事ではないかと、今はどうされているのでしょうか。今現時点では、そういうことをやっているのでしょうか。もしやっていないようであれば、そういうことも是非、先ほどの質問の中でも述べましたけども、被災者、罹災者というのは、本当に先が見えないというか、今回みたいに全焼ということになれば、幸いあの方は近くに住む家もありましたけども、そういう条件でない方もおいでるわけですし、非常に精神的、経済的負担は大きいと思うので、町としても是非、励ましていくというか、そういう意味でも見舞金とそういう制度がありますよ、申告したらどうですかというぐらいの姿勢が必要ではないかと思えますけども、それについてご答弁願えたらと思います。

枅富議長 宮内税務会計課長。

宮内税務会計課長 先程の藤元議員の町税に関する件ですが、先に今回の分はご本人と会えていないので、これからご本人のもとを訪ねて町税に関する減免制度について詳しく説明してまいりたいと思っています。以上です。

枅富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員、ご指摘のとおり、町の方から出向きまして被災された皆さま方にその旨、周知をしていますし、その時期ができるだけ迅速にということでございましょうけど、できるだけ早くということ而努力していますので、ご了解いただきたいと思います。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 それでは、今まで私が先ほど言ったことは、今までもやっているということでいいのですね。今後も迅速にやるということですね。はい、終わります。